

アビトゥア試験における教科「スポーツ」(II)

—実技の統一試験基準—

竹田 清彦

Zum Fach Sport in der Abiturprüfung (II)

—Einheitliche Prüfungsanforderungen für die sportpraktische Prüfungen—

Kiyohiko TAKEDA

Im engen Zusammenhang mit einer Reihe von den Neugestaltungen gymnasialer Oberstufe, besonders der Reformen ihres Curriculums, gemäß der sogenannten "Bonner Vereinbarung" (Beschluß der KMK vom 7.7.1972.), wurde auch die frühere Bezeichnung des Schulfachs "Leibeserziehung" zum "Sport" verändert. Damit ist "Sport" eines von Abiturprüfungsfächern geworden, die sich an der Erwerbung der "Allgemeine Hochschulreife" direkt beteiligen; nämlich kann "Sport" als das 2. oder das 4. Abiturprüfungsfach vom Schüler ausgewählt werden.

Das 2. Abiturprüfungsfach ist grundsätzlich ein schriftliches Prüfungsfach. Aber wenn "Sport" dafür ausgewählt worden wäre, wird eine besondere Fachprüfung anstatt der schriftlichen Prüfung gegeben, wobei sie einen sportpraktischen und einen schriftlichen Teil über die Sporttheorien umfaßt. Das 4. Abiturprüfungsfach ist in der Regel ein mündliches Prüfungsfach. Beim "Sport" wird aber eine sportpraktische Prüfung neben einer mündlichen Prüfung von den Sporttheorien gegeben.

Nun wird die Abiturprüfung unter der Verantwortung des Kultusministeriums von jedem Lande eigentümlich durchgeführt, das eine Autonomie der Erziehungsverwaltung hat. Also sind die bundesweite einheitliche Prüfungsmaßstäbe notwendig, um die Verschiedenheiten über die Prüfungsaufgaben und Beurteilungsverfahren usw. unter den Länder zu beseitigen.

Die "Einheitliche Prüfungsanforderungen im Abiturprüfungsfach Sport" (angeblich "Normenbuch Sport") wurde am 7.11.1975. vom KMK erstmal beschloßen und veröffentlicht. Später ist sie auf Grund der Erfahrungen ihrer Vollziehung vom 11.7.1983. neugearbeitet worden.

Diese Arbeit sei ins klare gebracht, welche Prüfungs- und Beurteilungsverfahren in bezug auf die Sportpraxis im "Normenbuch" gefordert werden, mit anderen Worten, welche sportpraktische Leistungen dabei erwartet werden.

Key words : Fach Sport, Abiturprüfung, Prüfungsanforderungen

I. はじめに

筆者は前稿(竹田, 1988.)において, ますます深刻化する西ドイツの大学進学事情, およびそれと密接に関係するアビトゥア試験の試験課題や評

価基準に関する平等性及び統一性確保の要求, さらにそれに応じて常設文部大臣会議(KMK)が決議したアビトゥア試験に関する協定等^{#1)}の内容などを背景に, アビトゥア試験の一般的な実施要領

や評価方式について述べた。

アビトゥア試験科目「スポーツ」は「実技」と「理論」の2つの試験部門からなり、科目の総合評価に占める両者の比率は1対1（アビトゥア第4試験科目「スポーツ」の場合は、「実技は少なくとも1/2」）である。本稿は、アビトゥア試験科目「スポーツ」がいかなる学力を受験生に期待し、またそれらをどのような方法で判定評価しようとしているかを、まず「実技試験」部門について明らかにしようとするものである。

II. アビトゥア試験課題範囲としての学習領域

総理大臣会議（MPK）が決議した「大学入学者選抜調整に関する国家契約」と「同施行規則」によって、アビトゥア試験基準の統一化が不可欠となった（KMK, 1975a.）ことは、すでに前稿で述べた（竹田, 1987. p. 3-4.）。この要請に基づいて、一般には「基準書・スポーツ」（“Normenbuch Sport”, 以下「基準書」とする）と呼ばれている「アビトゥア試験における教科スポーツの統一試験基準」（Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung Sport）がKMKによって初めて協定・決議されたのは、1975年11月7日である。この「基準書」は、その後の実施経験に基づいて、1983年7月11日に現行のものに改訂されたが、基本的部分におよぶ変更はなされなかった。しかし実技試験に関して若干の修正や補足がなされた。それについては後項で触れることにする。

「基準書」では、まず最初に「教科『スポーツ』の授業は、基礎コースと重点コース（重点教科）の別なく、実技と理論とを密接に関連させて行なわれる」ことを前提に、アビトゥア試験の第2および第4試験科目「スポーツ」においては、「実技」と「理論」の両方について達成力を評価するためのテストが行なわれるべきことを述べているが、「理論」の取り上げ方に関して、新旧の「基準書」の間に変化が認められる。最初の「基準書」では、授業で教えるべきスポーツ理論の内容として「スポーツ生物学」、「トレーニング論および運動学」、「スポーツ社会学」、「スポーツ心理学」というスポーツ科学の4つの専門領域名が挙げられ、（KMK, 1975b.）、アビトゥア第2試験科目としての「スポーツ」では、この4つの領域すべてについての学習成果が筆記試験で、第4試験科目「スポーツ」では「トレーニング論および運動学」に

ついでにそれが口述試験^(註2)で、それぞれ評価されるべきだとされていた。

これは「自律的学習」、「科学の基礎的、入門的学習活動」、「人格の陶冶」の三つを新制ギムナジウム上級段階の独自の一般学習目標として掲げ、「重点教科では、当該科学の初歩的段階の専門知識が、（基礎コースよりも）一層深く、また広く教授される」としたKMK協定（KMK, 1972., 1977.）のギムナジウム改革の基本方針に基づいて、「体育」に代わる新しい教科「スポーツ」が、スポーツ科学の初歩的知識をその重要な教育内容と考えたことは当然であるが、当初、科学を重視するあまり、ややもすると運動学習に較べて「理論」が過度に意識されがちな傾向にあったことを、この領域構成はうかがわせる。

しかし改訂版では、これらは次に示すように、「重点教科」「基礎コース」との区別なく、「運動の学習」を含む4つの「学習領域」に修正されている。その理由は何も示されていないが、「大学カリキュラムの先取り」の批判を招きかねない学問分野による領域構成が、生徒のスポーツに関する経験の場に基礎を置くそれに改められたことにより、「実技と理論の密接な関係づけ」という意図により一層沿う表現となった。とくに「各種のスポーツ運動の学習と練習」を内容とする「運動の学習」を「学習領域」の1つに含めたことにより、スポーツ技能が「基準書」の記述においても、教科「スポーツ」の「学力」として一層明確に位置づけられたといえよう。

学習領域

① 運動の学習（Bewegungslernen）

- ア. 各種のスポーツ運動の学習と練習をする。
- イ. スポーツ運動や運動学習過程を分析し、またそこで獲得した知識を応用する。
- ウ. 運動分析の方法と知識を習得し、判断し、応用する。

② スポーツ・トレーニング

- ア. 各種のスポーツ運動のトレーニングを行ない、運動の質（motorische Eigenschaften）を改善する。
- イ. スポーツ・トレーニングの条件・合法則性・効果を分析し、そこで得た知識を応用する。
- ウ. トレーニング方法やトレーニング内容の構成原理について知識を習得し、（適切な選択の）判断をし、応用する。

③ スポーツにおける相互作用と行動 (Interaktion und Verhalten im Sport)

ア. 各種のスポーツを学習・練習・トレーニングする際のさまざまな相互作用の形式を習得する。

イ. 異なった相互作用条件のもとでスポーツを行なっている時の行動を分析し、そこで得た知識を十分に活用できるようにする。

ウ. スポーツ中の行動の分析方法を習得・応用するとともに、それを説明づける諸理論を学習し、判断をする。

④ スポーツと社会

ア. スポーツが社会現実の一部であることを理解する。

イ. スポーツと社会の関係について分析し、また自分の見解を明確にする。

ウ. スポーツの社会的意義を分析するためのさまざまな主張立場をよく理解し、自分の見解を明確にする。

この4つの学習領域のうち、①は基礎コースと重点教科の両方で必修であるが、②と③は基礎コースでは「スポーツ運動の学習・練習・トレーニングの際に、それらの活動と密接に関連づける形で取り扱う」べきであり、また④は主として重点教科の授業内容とすべきことが指示されている (KMK, 1983.)。

なお、これらの学習領域はそれぞれ相互に関連しあう内容からなっており、その組み合わせ方次第では「基準書」とは異なった領域構成をすることも可能である。したがって各州の学習指導要領は、必ずしもこの4つを学習領域として取り上げているわけではない。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、それらは「スポーツ種目の学習と練習」、「スポーツにおける運動や達成の分析と計画立案」、「社会現実の一部としてのスポーツの分析と省察」の3領域にまとめられており (Nordrhein-Westfalen, s. 89.)、ヘッセン州のそれもまた、「運動学習の目標領域」、「認知的学習の目標領域」、「社会的学習の目標領域」(Hessen, s. 8-11.)のやはり3領域になっている。またこれらの学習領域のどれを強調するかの判断も、当然、州によって一様ではないが、一般的に言って、重点はトレーニング理論や運動学にあり、いずれの州も社会学的視点からのスポーツの学習には、それほど力を入れているようには見えない。

III. アビトゥア試験科目「スポーツ」の実技試験基準

前稿で述べたように、アビトゥア試験科目となり得るのは、受験生がギムナジウム上級段階において選択した2つ(ないしは3つ)の重点教科のうち1つであり、(竹田, 1987, p. 32., KMK, 1972.) 一般的には、それは筆記試験科目である。しかし、重点教科「スポーツ」を第2試験科目に選択した場合、それは純粹筆記試験でなく、「特別専門試験」(besondere Fachprüfung)となる。この特別専門試験は、「実技試験」と3時間の「理論筆記試験」の2領域で構成され、両者は試験日を変えて実施される。「スポーツ」を第2ないし第4試験科目として選択した場合、そのテスト対象となるスポーツ種目は、当該受験生が資格付与段階における教科「スポーツ」の授業で学習したもののなかから選択したものでなければならない。その場合、第2試験科目「スポーツ」では、少なくとも2つのスポーツ種目(集団的種目と個人的種目を各1つずつ)の、第4試験科目「スポーツ」では1スポーツ種目(2種目以上を評価する場合は、集団的種目と個人的種目が各1つは含まれること)の達成力がテストされる。また次に示す実技試験基準は両試験科目に共通であるが、「スポーツ」を第2および第4試験科目として同時に選択することは認められていない。

1. 実技試験基準

「基準書」には、次の7つのスポーツ種目群について「テストの内容と形式」、および「評価と評定の出し方」などが詳細に示されているが、その概要は次のとおりである。

①球 技: バスケッボール・サッカー・ハンドボール・バレーボール

少なくとも当該種目における技術力 (technische Fertigkeiten) と戦術力 (taktische Fähigkeiten) を、ゲームもしくはゲームに近い状況の中で評価する。

②器械体操: 平行棒(男)・鉄棒(男)・床運動(男女)・跳躍運動=跳馬/跳び箱(男女)・段違い平行棒(女)・平均台(女) ^{註3)}

少なくとも4種目以上からなる混成競技 (Mehrkampf) とし、各種目における規定課題と自由課題、あるい

はそのいずれかについての達成力を評価する。

③体操／ダンス：

少なくとも構造の異なる3つの課題（規定課題，自由創作による運動コンポジション，テーマに結びついた運動課題）についてのテストを行なう。

④陸上競技：（男子20種目，女子11種目。種目名省略）

中距離走もしくは長距離走（800m以上）・跳・投の種目をそれぞれ1つずつ含む，少なくとも4種目以上からなる混成競技の達成力を評価する。

⑤水 泳：（男女とも12種目。種目名省略）

3種以上の泳法について，その達成力を評価する。そのうちの少なくとも2種の泳法については100mの計時泳力テスト，他の1つは，400m以上の持久泳力テストとする。

⑥ボート：技能（Fertigkeiten und Fähigkeiten）と持久力のテストを行なう。

⑦その他の種目（複数種目領域にまたがる混成競技を含む）

：上記試験基準に準じて行なう。

紙幅の都合上，球技のバスケットボール（集団的種目）と陸上競技（個人的種目）の試験基準についてののみ，その概要を示すことにする。

2. 球技の試験内容と評価

球技の試験では，選択されたスポーツ種目について，受験生が所有している当該スポーツ種目固有のゲーム能力（Spieffähigkeiten），とくに「技術的熟練」と「戦術的能力」が，原則としてゲームないしゲームに近い状況の中でテストされる。この場合，評価をより適切に行なうために，「全体としてのゲームを，それぞれについて異なった観察の重点を持つ，少なくとも3つの典型的な状況（試験分野）に区分する」ことが望ましいとされている。「3つの典型的な状況」とは，「個人的技能」，「グループ戦術力」，「チーム戦術力」が発揮されるゲーム場面のことであり，受験生は，いろいろなポジションや役割での達成力が，これら3つの視点から観察・評価される。

ここで「ゲームないしゲームに近い状況の中で」のゲーム能力を重視していることが改訂された

「基準書」の大きな特徴の1つである。さきに述べたように，この改訂では実技試験に関して若干の修正がなされている。その主なものは，一般持久力テストやコンディション・テストの取り扱いと球技の個人技能の評価方法などに見られる。すなわち前者については，最初の「基準書」では，達成力のテストは「当該スポーツ種目独自のコンディション・テストおよび一般持久力テストで補完することができる」とされており，17種のコンディション・テストとそれらが適用されるべきスポーツ種目との対応関係が示されていたが，これらの部分は改訂によってすべて削除されている。また後者については，例えばバスケットボールにおけるパス・ドリブル・シュートなどの個人技能のテスト条件として，最初の「基準書」では「30秒間に3 m離れた壁との間で繰り返されるパスの回数」，「1.5m間隔で立てられた10本のポールをドリブルでスラロームし，30秒間に通過した本数」，「4種類のシュート方法をそれぞれ1分間に5回ずつ試技したその成功回数」といった評価方法が例示されていたのに対して，改訂版では上述のように「原則としてゲームないしゲームに近い状況の中で」受験生のゲーム能力をテストすることが求められるようになっている。

「基準書」がバスケットボールの達成力テストに関して提示している具体的指示には，次のようなものがある。

バスケットボール

* 個人技能／個人戦術力の観察

〔例1〕 防御側プレーヤーをつけない場合

①自分でボールをバックボードへ投げ，リバウンドボールを捕り，1回ドリブルをして左側方へ移動し ②センターライン近くにいるプレーヤー「A」にチェストパスを送るとともにセンターラインに向かって走り ③「A」からのパスをセンターライン近辺の空中で受け，そのままゴール下までドリブルをし ④ドリブルから「利き手」でレイアップ・ショットをする ⑤シュートしたボールを確実にキャッチし，「利き手」でセンターラインまでドリブルする ⑥そこで後方にターンしながらドリブルの手を反対側の手に変え ⑦そのままフリースローラインまでドリブルで入り ⑧ジャンプサークルで止まって ⑨ジャンプ・ショットをする（必要に応じて再び①につなげ，連続試技させる）。

観察の重点は、次の中から適宜選択する。

- リバウンドボールの確実なキャッチ
- 走りながらのパスとキャッチ
- ドリブル（右手／左手）
- レイアップ・ショット
- ストップ
- ジャンプ・ショット

[例2] 1つのゴールを用いた1対1のゲーム
この場合は、攻撃者と防御者を同時に評価する。
1攻撃ごとに攻防の役割を交代させるが、1攻撃は、防御者から攻撃者にボールがパスされたときに始まり、シュートが成功したとき、防御者がボールを奪うことに成功したとき、あるいはアウトボールになったときに終りとする。

観察の重点は、次の中から適宜選択する。

- 防御者に対し外側の手でのドリブル
- シュート
- ガード技能 (Nachsetzen)
- フットワーク
- フェイント
- 状況に応じたプレー能力 (Stellungsspiel)。

ただし、センターラインからの1対1のゲームとする場合の観察の重点は、ゴールに対して有利なポジションを獲得するためのドリブルに置き、フリースローラインからの1対1のゲームとする場合の観察の重点は、フェイント技能に置くことが指示されている。

*グループ戦術力の観察

[例1] 1つのゴールを用いた3対3のゲーム
任意の陣形（例えば3角陣形）から始めさせ、ゲームの進め方は1対1の場合と同様にする。

観察の重点は、次の中から適宜選択する。

- 技能の応用力 (Anwendung von Fertigkeiten)
- 攻撃における連係プレー（例えばブロック、シュート・スクリーン、フェイント）
- 突破チャンスの利用能力
- 防御における連係プレー（例えば防御すべき相手プレーヤーの引き渡しと引き継ぎ）
- リバウンド

[例2] 2つのゴールを用いた3対1対3のゲーム

「中立」のプレーヤーは、つねに攻撃側チームに加わる（アウトナンバー・プレー）。

観察の重点は、次の中から適宜選択する。

- 攻撃におけるアウトナンバー・プレー
- 防御態勢から攻撃態勢への切りかえ
- 攻撃態勢から防御態勢への切りかえ
- シュート・チャンスの利用力

*チーム戦術力の観察

[例1] 5対5のゲーム

観察の重点は、次の中から適宜選択する。

- 既知の防御システムや攻撃システムの利用力
- 攻撃や防御の際のさまざまな役割の引受け
- 敵方のゲーム行動に即応したゲーム様式（進め方）を採れる柔軟性
- チームに貢献する行動
- 積極的にチャンスを生みだそうとする行動

ここに示された観察の重点は、そのすべてについて評価・判定するように求められているのではなく、「テストの条件として設定されたゲーム状況に応じて、これらの中から、あるいはこれらに準じたものを適宜選択すべきである」とされている。ただ当然のことながら、いずれの場合も選択の際の前提条件として、「3つの類型的な状況のそれぞれにおいて選択された観察の重点を総合したものが、『ゲーム能力』のテストという機能を代表的に保障し得るものでなければならない」ことが求められている (KMK. 1983.)。

次に受験生の試技から評価資料として「正確な観察結果を得るために、ゲーム行動の分析表を用いることが望ましい」として、次のような分析表の例が示されている [表1]。

さらにそれらの資料から評定を導き出すための参考として、次の評価基準が与えられている。

球技の評価基準

- <非常に良い> : 殆どすべてのゲーム行動が効果的になされている場合
- <良い> : 効果的なゲーム行動が非常に優勢である場合
- <満足できる> : 効果的なゲーム行動が優勢である場合
- <十分である> : 効果的なゲーム行動と非効果的なゲーム行動が半々である場合
- <劣っている> : 非効果的なゲーム行動が優勢である場合
- <非常に劣っている> : 殆どすべてのゲーム行動が非効果的である場合

ところで「基準書」には、ゲーム行動の分析表から算出された百分比の数値と、「球技の評価基

表1 ゲーム行動の分析表

コース名:		ゲーム分析・バスケットボール			日時:	結果:		
名前	選手番号	ボールを用いないゲーム	マン・トゥーマン	ゲームの洞察とゲームの組み立て	防 御	攻 撃	シュート	合 計
□□□□	3	--+0++ -000 10/3/4/3*	++--0 ---++ 9/4/1/4	+ - 0 0 0 - 8/3/3/2	0 0 + - - +++ - 9/4/2/3	+++ - 0 0 - +++ 10/6/2/2	--00++ 6/2/2/2	52/22/14/16
○○○○	5							
合 計								

3段階評価:

(+) = ゲーム行動がゴール成功あるいは味方チームのボールの獲得につながった。あるいは望ましいプレーがなされた。
 (-) = ゲーム行動がボールの逸失、または敵方チームのゴール成功につながった。あるいは望ましいプレーがなされなかった。
 (0) = その質が(+)と(-)の間にあると評価されるすべてのゲーム行動。

* 数字は左から順番に、被評価行動の総数/(+)行動の回数/(0)行動の回数/(-)行動の回数を示す。

評価方法: (+)行動の数に(0)行動の数の1/2を加え、それを当該個人の得点とする。(0)行動の数は考慮に入れない。次に評価対象となった行動の総数に対する得点の割合を百分比で求める。上例の場合の百分比は、 $22 + 7 = 29$: $29 \div 52 \times 100 = 56$ (%)である。

準」とをつなぐ記述は、わずかに「<効果的>あるいは<非効果的>」の判断は、あらかじめ設定された観察の重点に対応する試験基準を受験生が克服する程度に応じてなされる」、および「総合判定をする際には、各部分の結果に同じ価値づけをすることができる」の2つのコメントがあるのみで、具体的には何らの指示も与えられていない。しかし、例えばバイエルン州文部省が発行している重点教科「スポーツ」のための「評価指針」(Bayern, s. 179-214.)によると、その関係は次の表のように示されている [表2]。

この表における評定の(1)から(6)が、「球技の評価基準」の「非常に良い」から「非常に劣っている」の6段階に対応させられていることは明白である。したがって [表1] の例の生徒の「56%」を「表2」に当てはめると、評定は「2の下」で、得点は10点 (15点満点) となる。

陸上競技の試験内容と評価

「陸上競技」の試験基準に関する記述は、「球技」に較べると非常に簡単であり、前述の種目選択の条件のほかには、評価表が提示されているだけである。最初の「基準書」ではアピトゥア試験独自

表2 ゲーム行動の評価表

百分比の値	評定	評定に対応する得点	百分比の値	評定	評定に対応する得点
85以上	1	15	40	4	6
80		14	35		5
75		13	30		4
70	2	12	25	5	3
65		11	20		2
60		10	15		1
55	3	9	15未満	6	0
50		8			
45		7			

の評価表を持たず、「ドイツ陸上競技連盟の混成競技評価表 (1974年版) を援用する」ことになっていたが、改訂版では「経験に基づいて導き出した」独自の評価表が、男子20種目、女子11種目⁴⁾について作成されている (「表4」参照)。ただし、「基準書」にはドイツ陸上競技連盟の混成競技評価表が掲載されていないため、両者を比較することは本研究ではなされていない。また改訂によって、混成競技のための使用器具にも「表3」に示すように若干の変更が見られる。

表3 器具の重量および高さ

器具名	男子		女子	
	現行	改定前	現行	改定前
砲丸	6.25kg	6.25kg	4.00kg	4.00kg
やり	0.80kg	0.80kg	0.60kg	0.60kg
ハンマー	6.25kg	---	---	---
円盤	1.75kg	1.75kg	1.00kg	1.00kg
シュロイダーバル	---	1.50kg	---	1.00kg
ハンドボール	---	---	---	325g~400g
ハードル	110m : 100cm 400m : 91cm	---	100m : 84cm	---

表4 陸上4種混成競技のための評価表(抜粋)

得点	男子				女子		
	800m走 (分)	走幅跳び (m)	走高跳び (m)	砲丸投げ (m)	100m走 (秒)	800m走 (分)	走幅跳び (m)
20	2 : 09.0	6.16	1.82	11.20	12.8	2 : 37.0	4.87
19	2 : 10.0	6.11	1.80	11.10	12.9	2 : 38.0	4.82
18	2 : 11.0	6.06	1.78	11.00	13.0	2 : 39.0	4.77
17	2 : 12.0	6.01	1.76	10.85	13.1	2 : 40.5	4.72
16	2 : 13.0	5.96	1.74	10.70	13.2	2 : 42.0	4.67
15	2 : 14.0	5.91	1.72	10.55	13.3	2 : 44.0	4.62
14	2 : 16.0	5.85	1.70	10.35	13.4	2 : 46.5	4.57
13	2 : 18.0	5.78	1.68	10.15	13.5	2 : 49.0	4.51
12	2 : 20.0	5.70	1.66	9.95	13.6	2 : 52.0	4.45
11	2 : 22.0	5.61	1.64	9.75	13.8	2 : 55.0	4.38
10	2 : 24.0	5.51	1.62	9.50	14.0	2 : 58.5	4.31
9	2 : 27.0	5.40	1.60	9.25	14.2	3 : 02.5	4.23
8	2 : 30.0	5.28	1.57	8.95	14.4	3 : 07.0	4.14
7	2 : 33.0	5.16	1.54	8.65	14.6	3 : 12.0	4.04
6	2 : 36.0	5.04	1.51	8.30	14.8	3 : 17.0	3.93
5	2 : 40.0	4.90	1.47	7.95	15.0	3 : 22.0	3.82
4	2 : 44.0	4.75	1.43	7.55	15.2	3 : 28.0	3.70
3	2 : 48.0	4.59	1.39	7.15	15.4	3 : 34.0	3.58
2	2 : 52.0	4.42	1.35	6.75	15.6	3 : 40.0	3.45
1	2 : 56.0	4.24	1.31	6.35	15.8	3 : 46.0	3.32

(KMKの「アビトゥア試験『スポーツ』統一試験基準」より抜粋・合成)

前稿で述べたように(竹田, 1987. p.7-10.) 大学入学資格認定のための最低要求水準は評定段階「4」の達成力であるが, これらがどの程度のものであるかを理解するための参考として, その一

部を本学体育専門学群における基礎実技・陸上競技の単位認定のために設定された最低要求記録(男子)や受講者の平均記録(女子)と比較してみることにする^(注5)。昨年度の基礎実技・陸上競技

(男子)では、800m走・走幅跳び・走高跳び・砲丸投げ(4kg)の4種目の達成力で単位認定の判定がなされているが、これらの最低要求記録は、800m走=2分40秒、走幅跳び=510~520cm、走高跳び=140~145cm、砲丸投げ(4kg)=9.00mである。このうち砲丸投げは重量4kgの女子用の砲丸が用いられているため、直接比較は不能である。そこで「経験的判断にしたがえば、4kgの砲丸投げの記録の80ないし75%が、6.25kgの砲丸投げの記録にほぼ相当する」という専門家の見解²⁶⁾をもとに、9m×0.8=7.20mを砲丸投げの最低要求記録とし、この4種目の数値を評価表に当てはめてみると次のようになる。

種目	記録	得点
800m走	2:40.0 (分)	5
走り幅跳び	510—520 (cm)	7
走り高跳び	140—145 (cm)	4
砲丸投げ	720 (cm)	4
5 + 7 + 4 + 4 = 20 (得点)		

この得点は、「得点と評定の対照表」の評定「4の中」(得点20~23)に相当する。また昨年度の基礎実技「陸上競技」における女子受講生の記録の平均値のうち、比較可能な種目のそれを参考までに示すと、100m=15.07秒、走り幅跳び=389cm、800m走=3分15秒である。これを評価表に当てはめて得点計算すると、次のようになる。

種目	記録	得点
100m走	15.07 (秒)	5
走り幅跳び	389.0 (cm)	5
800m走	3:15.0 (分)	6
5 + 5 + 6 = 16 (得点)		

これは3種目の得点であるから、「得点と評定の対照表」に直接当てはめることはできないが、やはり評定「4」にほぼ相当するレベルと見ることができよう。なお評定「4」は、「一般的大学入学資格」が認定される最低段階であるが、実際に大学に学籍を得ることは困難なレベルである。

IV. まとめに代えて

前稿で詳述したように(竹田, 1988. p.7-10.), 「一般的大学入学資格」は gymnasium 上級段階の第12・13学年における「基礎コース領域(300点)」、「重点コース領域(300点)」、「アビ

表5 得点と評定の対照表

得点	評定	得点	評定
60以上	1+	24~27	4+
56~59	1	20~23	4
52~55	1-	16~19	4-
48~51	2+	12~15	5+
44~47	2	8~11	5
40~43	2-	4~7	5-
36~39	3+	4以下	6
31~35	3		
28~30	3-		

トゥア領域(300点)」の三者の総合成績で判定され、各領域100点以上で合計300点以上を獲得したものに与えられる。「アビトゥア領域」の点数の内訳は、4つの試験科目領域の各60点と、それぞれの領域の受験科目として生徒が選択した教科の第13学年後期の成績の各15点(60×4+15×4=300)である。

アビトゥア第2試験科目「スポーツ」の総合評価に占める「実技」と「理論」の評価比率は1対1であるから、実技部門への配点は30点であり、さらに実技では2スポーツ種目(集団・個人)がテストされるから、1種目あたりの配点は15点となる。同様に第13学年後期の教科「スポーツ」への配点のうち実技分は、7.5点(15×½)であるから、「アビトゥア領域」での実技への配点は、結局、37.5点ということになる。また「重点コース領域(300点)」は2つの重点教科のための配点であるから、教科「スポーツ」分は150点であり、このうち実技分は75点(150×½)となる。したがって、アビトゥア第2試験科目に「スポーツ」を選択した場合のアビトゥア試験(総点数900点)に占める実技の総配点は、112.5点ということになる。

前述の基礎実技・陸上競技(男子)の最低要求記録を「表1」の例の生徒のもとと仮定して、それをこの評価システムに当てはめてみよう。「陸上競技」の評定は「4の中」であった。これを KMK 協定の「評定段階と点数の対応表」(竹田, 1988, p.8.) に当てはめると「5点」となり²⁷⁾、これがこの生徒の実技試験部門「陸上競技」における成績得点となる。この生徒のバスケットボールの成績は、評定「2の下」で得点は10点であったから、結局この生徒の実技2種目の成績得点は5+10=15で、30点満点のうちの15点ということになる。

これに理論部門の筆記試験の成績と、第13学年後期の教科「スポーツ」の成績が合算されて、「アビトゥア領域」の総合成績となる。

ところで試験の実際から見た場合、この「基準書」の記述のみでは不十分であるように思われる。例えば、天候やグラウンド・コンディションなど、受験に不利益な状況が生ずることがあることが当然考えられるが、受験生にとって一生に一度きりの機会でも、機械的にこれが適用されるのか。また球技の場合、受験生のゲーム行動を観察・記録する者は一人か、複数か。一人の場合は、観察者の主観に左右される危険はどう回避されるのか。複数の場合、観察記録に差異が生じた時にはどう処置するのか。これらについて「基準書」は、何らの指示も与えていない。しかし進学をめぐる訴訟が激増（竹田，1988，p.3.）している状況下で、受験の場の条件が関心の外にあるとは考えにくい。恐らく具体的なルールが用意されていると思われるが、この点については未だ情報が得られていず、今後の課題である。

注

- 1) アビトゥア試験に関する協定等には、「中等段階IIにおける新制ギムナジウム上級段階の改革に関する協定」(1972年7月7日)、「中等段階IIにおける新制ギムナジウム上級段階のアビトゥア試験に関する協定」(1973年12月13日)、「新制ギムナジウム上級段階のアビトゥア試験における統一試験基準の適用に関する協定」(1975年2月6日)、「新制ギムナジウム上級段階のアビトゥア試験における統一試験基準の適用に関する協定についての解説・指示」(1975年5月23日)、「教科くスポーツ」における統一試験基準(1975年11月7日)、「ボン協定に基づくギムナジウム上級段階における学習活動のための勧告」(1977年12月2日)などがある。
- 2) ただしバーデン・ヴュルテンブルク州では、アビトゥア第4試験科目「スポーツ」の中に口述試験領域が設けられておらず、実技試験のみが行なわれている。
- 3) 「基準書」には「吊り輪(Ring)」や「登攀綱(Taue)」などの種目名は挙げられていないが、各州の学習指導要領の内容にはこれらの種目名が挙げられており、実際にアビトゥア試験においてはこれらの種目が選択され、実施されている。
- 4) 男子20種目とは、100m走、200m走、400m走、800m走、1000m走、1500m走、3000m走、5000m走、10000m走、3000m障害走、110m障害走、400

m障害走、走り幅跳び、走り高跳び、棒高跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げである。

また女子11種目とは、100m走、200m走、400m走、800m走、1500m走、100m障害走、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げである。

- 5) 本学の関岡康雄教授、村木征人助教授より資料提供を得た。
- 6) 本学の西藤宏司教授の助言を参考にした。
- 7) 「アビトゥア領域」の場合、一般的にはその科目の試験で得た15点満点における素点は4倍される。しかし「スポーツ」の場合、試験は「実技」と「理論」の2部門からなり、「実技」はさらに2つのスポーツ科目の試験が行なわれる。したがって、15点満点で出された1スポーツ種目の得点は、すでに4倍評価されていることになる。

文 献

- 1) KMK (Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland): Vereinbarung zur Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II, 1972.
- 2) KMK: Vereinbarung über die Anwendung einheitlicher Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung der neugestalteten gymnasialen Oberstufe, 1975a.
- 3) KMK: Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung "Sport", 1975b.
- 4) KMK: Empfehlungen zur Arbeit in der gymnasialen Oberstufe gemäß Vereinbarung zur Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe II, 1977.
- 5) KMK: Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung "Sport", 1983.
- 6) Kultusminister des Landes Hessen: Rahmenrichtlinien Sport. Primarstufe, Sekundarstufe I, Sekundarstufe II., 1976.
- 7) Kultusminister des Landes Nordrhein-Westfalen: Richtlinien und Lehrpläne für den Sport im Lande Nordrhein-Westfalen, Band I., 2. Korrigierte Auflage, 1981.
- 8) MPK (Ministerpräsidentenkonferenz der Länder in der Bundesrepublik Deutschland: Rechtsverordnung zur Durchführung des Staatsvertrages über die Vergabe von Studienplätzen, 1973a.
- 9) MPK: Staatsvertrag über die Vergabe von Studienplätzen, 1973b.

- 10) Staatsministerium für Unterricht und Kultus des Landes Bayern: Leistungskurs Sport, 1974.
- 11) 竹田清彦：新制ギムナジウム上級段階における教科「スポーツ」，筑波大学体育科学系紀要第10巻，1987.
- 12) 竹田清彦：アビトゥア試験における教科「スポーツ」(I)，筑波大学体育科学系紀要第11巻，1988.